

障害福祉分野の I C T 導入支援事業（令和 9 年度実施予定分）
事前協議案内

1 目的

障害福祉分野における I C T の活用により、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を促進するため、障害福祉サービス事業所等が I C T を導入する際の経費を支援する。

2 補助対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）

3 補助対象

情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）	業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、I C T 技術を活用したものを対象とする。
ソフトウェア	次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。 ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。 ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
A I カメラ等	次の要件に該当する場合に対象とする。 ・障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者であること。 ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。 ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。 ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定

	する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。 ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。 ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。 ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）	情報端末、ソフトウェア又はAI カメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）	

4 補助基準額・補助率等

区分	補助基準（※1）	補助率	補助対象経費（※2、3）
障害福祉サービス事業所等	1 施設・1 事業所当たり 1,000 千円	3 / 4	ICT 導入事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

※1 1つの施設（事業所）において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設（事業所）としていずれかの補助上限額を適用するものとする。

※2 リース料等、期間に定めのあるものについては、補助の内示以降、令和9年度内に要する経費のみ補助対象とする。

※3 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

5 提出書類・提出期限等

（1）作成・提出書類

事前協議書、別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3、見積書の写し（2者以上）、導入予定機器の内容がわかるカタログ等の写し

（2）提出期限

令和8年9月14日（月）必着

(3) 提出方法

下記 URL より電子申請システムにて提出

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/R9technologyjizenkyougi>

6 事前協議にあたっての留意点

- (1) 事前協議の受付は、1 法人につき 1 施設（事業所）のみとする。
- (2) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。
- (3) 補助金の執行にあたっては、本市における令和 9 年度当初予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行い内示が得られることを要件とする。
- (4) ICT 導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業者等を対象に本市が実施を予定している ICT 導入に伴う研修会への参加を ICT 導入に伴う補助を受けるための要件とする。（令和 9 年度に案内予定）
- (5) 本事業により ICT を導入した障害福祉サービス事業者等は、客観的かつ定量的な指標に基づいて ICT 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、本市が別に定める日までに本市へ報告するものとする。また、名古屋市又は厚生労働省が行う、ICT 導入機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に同意する。
- (6) 上記の内容は、現時点で想定される内容であり、今後、国から整備補助内容の詳細が示された際には変更となる場合がある。